第93回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月29日 (水曜日) 午前10時

場所

東京都港区海岸一丁目11番2号 アジュール竹芝13階「飛鳥」

※本総会の開催場所が昨年の会場から変更となっておりますので、末尾の「会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただくようお願い申し上げます。

≪ 書面またはインターネット等による議決権行使期限 ≫ 2022年6月28日(火曜日) 午後5時まで

目 次

 第93回定時株主総会招集ご通知…
 1

 添付書類
 5

 連結計算書類……
 30

 計算書類……
 46

 監査報告書……
 56

 株主総会参考書類

 第1号議案
 剰余金処分の件……
 62

 第2号議案
 定款一部変更の件…
 63

第3号議案 取締役9名選任の件・66

株式会社朝日工業社

証券コード 1975

株主各位

東京都港区浜松町一丁目25番7号

株式会社朝日工業社

代表取締役社長 髙 須 康 有

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況が続いておりますので、株主の皆様の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、ご来場は控えていただきますようお願い申し上げます。また、書面またはインターネットによる議決権の行使に当たりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022年6月28日(火)午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://soukai.mizuho-tb.co.jp/)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力いただき、上記の行使期限までにご行使ください。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年6月29日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号

アジュール竹芝13階「飛鳥」

※本総会の開催場所が昨年の会場から変更となっておりますので、末尾の「会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第93期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算 書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第93期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお 願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上 げます。
- ◎当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができます。 この場合、代理人は、株主ご本人の議決権行使書用紙および委任状を会場受付にご提出くださいま すようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インタ ーネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.asahikogyosha.co.jp) に掲載させてい ただきます。
- ◎節電への協力のため、当日、当社の役員および係員は軽装(クールビズ)にて対応させていただき ますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。また、株主の皆様におかれましても軽装 にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルス感染予防のため、当日、株主総会会場において対策を講じておりますので、ご 協力のほどお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い 申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。

日時

2022年6月29日 (水曜日)

午前10時



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日 (火曜日)

午後5時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

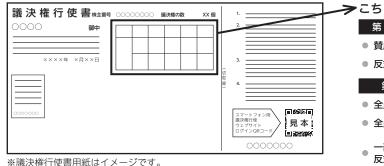
次頁の案内に従って、議案に対する 賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日 (火曜日)

午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄にO印
- 反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を 反対する場合
- 「**賛**」 の欄に〇印をし、 反対する候補者の番号を

ご記入ください。

書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(注)機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移 できます。

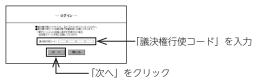
議決権行使コード・パスワードを 入力する方<u>法</u>

議決権行使 ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

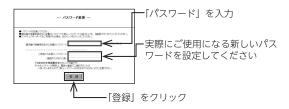
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力 ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 0120-768-524

(年末年始を除く、平日9:00~21:00)

(添付書類)

事 業 報 告

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続く中で、設備投資や生産において持ち直しの動きが見られました。しかしながら、年明けからの新たな変異株の発生による感染の再拡大に加えて、ウクライナ情勢の不透明感が見られる中での原油高、資材高などの影響が懸念される状況が続きました。

当社グループの事業環境は、設備工事事業につきましては、建設投資は底堅く推移しておりますが、受注競争の激化や工期の延伸、資機材の高騰などが懸念される厳しい状況が続きました。精密環境制御機器の製造販売事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽減されましたが、FPD(フラットパネルディスプレイ)製造装置向け製品、半導体製造装置向け製品ともに、電子部品等の不足による生産計画の調整等により受注および生産は減少いたしました。

こうした事業環境の下で、当社グループは第17次中期経営計画の2年度に当たり、受注の確保と収益の向上に総力をあげて取り組んでまいりました。その結果、受注高は当初予想を上回りましたが、売上高は、主に設備工事事業の受注時期が下期に偏ったこと等により当初予想を下回りました。利益面では、設備工事事業における受注競争の激化や工期延伸が懸念される中で、原価低減による売上総利益率の改善、経費の削減努力により当初予想を上回る成績を上げることができました。

次に当連結会計年度の経営成績についてご説明いたしますと、まず、受注高につきましては820億2百万円(前年比15.7%増加)となりました。事業別の内訳は、設備工事事業が758億1千万円(前年比17.3%増加)、機器製造販売事業は61億9千2百万円(前年比0.7%減少)となりました。次に、売上高につきましては688億2千万円(前年比2.3%減少)となりました。事業別の内訳は、設備工事事業の完成工事高は632億9千5百万円(前年比1.0%増加)、機器製造販売事業の製品売上高は55億2千5百万円(前年比28.7%減少)となりました。

利益の面では、売上高は減少しましたが、売上総利益率の改善により、売上総利益は84億

6千2百万円で、前年比5千1百万円の増加となりました。販売費及び一般管理費は前年と同程度を計上し、営業利益は22億8千7百万円、前年比5千2百万円の増加となりました。事業別の内訳は、設備工事事業は19億1千1百万円、機器製造販売事業は3億7千6百万円となりました。経常利益は前年比1億9百万円増加し、25億9千6百万円となりました。特別損益に投資有価証券売却益3億6千万円などを計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は前年比3千9百万円増加し、18億6千万円となりました。

◇企業集団の事業種目別の受注高および売上高

(単位:百万円)

事		業	€		区		分	当	当期受注			高	当	期	売	上	高	次	期	繰	越	高	
設	備	Ė	エ	事		事	業		75,810				63,295						70,835				
機	器	製	造	販	売	事	業		6,192				5,525							4,9	37		
合							計		82,002						(58,8	20				75,7	73	

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1億5千8百万円であり、その主なものは支店の改修工事、機器事業部生産設備および技術研究所実験設備に係る支出です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達について、特筆すべきものはありません。

(4) 対処すべき課題

今後の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続くと思われますが、まん延防止等重点措置が解除され、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果もあり、持ち直しの動きが見られるものの、国内外の感染症の動向には注視する必要があります。また、ウクライナ情勢の悪化により先行き不透明感がさらに強まることも懸念されます。

設備工事事業におきましては、受注環境における価格競争の厳しさが続くものの建設投資は 堅調に推移すると思われますが、引き続き、施工における生産性の向上、利益管理の徹底に努 めてまいります。機器製造販売事業におきましては、FPD製造装置向け製品の生産および販 売は、大型パネル用の設備投資は一巡しましたが、中小型パネル用の設備投資は堅調に推移す ると思われます。また、半導体製造装置向け製品につきましては、データセンターの需要等も 堅調に推移すると思われますが、電子部品等の不足による生産計画の調整が続くことが懸念さ れております。

当社グループは3ヶ年を計画期間とする第17次中期経営計画(2020年4月~2023年3月)を策定しており、次期連結会計年度は最終年度に当たります。第17次中期経営計画は、第16次中期経営計画の成果を受け、現在、当社グループが直面している課題の解決と、先に策定した長期ビジョン「ASAHI-VISION 100」に沿って、将来に向けた基盤づくりに取り組み、持続的な成長と企業価値の向上をさらに推し進めるものであります。

また、基本方針として(1)魅力ある会社・職場づくりの推進、(2)利益重視の徹底、

(3) 将来に向けた経営基盤の強化を定めております。さらに、当社グループは、「地球環境と資源を大切にしながら、空気・水・熱の科学に基づく高度な技術によって、最適空間を創造し、人類文化の発展に貢献する」という企業理念に基づき、SDGs (持続可能な開発目標) 基本方針を策定し、重点課題に積極的に取り組んでおりますが、今般、サステナビリティ委員会を設置し、グループ全体としてのサステナビリティの観点を踏まえた経営を推進し、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

今後のわが国経済は、当連結会計年度に引き続き、先行き不透明感が続く厳しい状況が懸念されますが、国内外の動向を注視し、中期経営計画で掲げた目標達成に総力をあげて取り組んでまいります。 なお、 中期経営計画の 詳細 につきましては、 当社 ホームページ (https://www.asahikogyosha.co.jp)をご参照ください。

株主の皆様におかれましては、今後とも特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位:百万円)

区		分	第 90 期 (2019年3月期)	第 91 期 (2020年3月期)	第 92 期 (2021年3月期)	第93期(当期) (2022年3月期)
受	注	高	82,652	82,190	70,851	82,002
売	上	高	88,979	103,964	70,435	68,820
営	業	」 益	3,307	3,661	2,235	2,287
経	常 禾	J 益	3,664	3,887	2,486	2,596
	社株主に帰 期 純	開する 利 益	2,645	2,319	1,821	1,860
純	資	産	30,062	30,684	33,666	34,360
総	資	産	80,887	80,732	71,500	72,081
1株	当たり当期	月純利益	207円14銭	181円62銭	142円38銭	145円11銭
1 株	ま当たり	純資産	2,353円90銭	2,402円60銭	2,629円90銭	2,678円31銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式 総数に基づいて算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
 - 2. 2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第90 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。
 - 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

①設備工事事業

下記の環境整備に関する諸設備の設計・施工ならびに監理

- ◎空気調和・換気設備
- ◎給排水・衛生・消火設備
- ◎工場配管・乾燥・除塵設備
- ◎クリーンルーム設備
- ②機器製造販売事業

環境制御に関する装置の設計・製造ならびに販売

(7) 主要な営業所の状況 (2022年3月31日現在)

①当社

本 社	東京都港区浜松町1-25-7	横浜支店横浜市中区
本店	東京都港区	名 古 屋 支 店 名古屋市東区
大 阪 支 社	大阪市淀川区	中 国 支 店 広島市南区
北海道支店	札幌市中央区	九州支店福岡市中央区
東北支店	仙台市青葉区	機 器 事 業 部 千葉県船橋市
北関東支店	さいたま市大宮区	技術研究所 千葉県習志野市
東関東支店	千葉市中央区	営業所全国28ヶ所

②子会社

北	海	道	ア	サ	L	冷	熱	エ	事	(株)	札幌市中央区
旭		栄	2		興		Ē	董		(株)	東京都港区
亞	亞 太 朝 日 股 份 有 限 公 司 台湾(台北)										
ASA	ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD									HD.	マレーシア(クアラルンプール)

⁽注) 旭栄興産㈱は、2022年4月28日をもって解散しております。

(8) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業部門	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
設備工事事業	914名	3名減
機器製造販売事業	73名	7名減
合計	987名	10名減

②当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	龄	平	均	勤	続	年	数
	93	9名		13名減		44.	7歳				19.	9年		

(9) 重要な子会社の状況

会	社	名		資	本	金	当社の出資比率	主要な事業内容
北海道ア	サヒ冷	熱工事	(株)		30百	万円	100%	空気調和・給排水・衛生設備の 施工・修理・保守監理
旭 栄	興	産	(株)		10百	万円	100%	損害保険代理業
亞太朝日	股份	有限公	司		台灣 15,00	ミドル 10千	100%	空気調和・給排水・衛生設備の 企画・設計・施工
ASAHI E (MALAYS		マレー	-シアリン 1,0(ギット)0干	100%	空気調和・給排水・衛生設備の 企画・設計・施工		

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 - 2. 旭栄興産㈱は、2022年4月1日付で損害保険代理業を㈱トータル保険サービスに事業譲渡し、同年4月28日をもって解散しております。

(10) 主要な借入先(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

-																	,		,
	信	借入						先 借 入 金							残	高	j		
	株	式	会	社	t ä	み	ਰ "	ほ	銀	行								1,080)
	農		林	[년	Ę	金		庫								1,060)
	\Box	本	生	命	保	険	相	互	会	社								580)

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 27,200,000株 (普通株式)

(2) 発行済株式の総数 6,800,000株 (自己株式385,411株を含む)

(3) 株主数 2,381名

(4) 大株主 (上位10名)

株	名	持株数(千株)	持株比率(%)
朝日工業社共	栄 会	584	9.10
日 本 マ ス タ ー ト ラ信 託 銀 行 株 式 会 社 (信	スト 託口)	502	7.82
朝日工業社西日本共	共 栄 会	501	7.82
朝日工業社従業員携	持 株 会	318	4.97
株式会社みずほ	銀行	317	4.94
農林中央金	童	288	4.48
日 本 生 命 保 険 相 互	会 社	250	3.91
- 高 須 康	有	203	3.17
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	129	2.01
MSIP CLIENT SECURI	TIES	127	1.97

- (注) 1. 当社は、自己株式 385,411株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	5,400株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.(4)①当事業年度に係る報酬等の額」に記載のとおりであります。

(6) その他株式に関する重要な事項

- 1. 会社法第184条第2項の規定に基づき、2022年4月1日付で当社定款第6条を変更し、 発行可能株式総数は27,200,000株増加して54,400,000株となりました。
- 2. 2022年2月10日開催の取締役会決議により、2022年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、2022年4月1日を効力発生日として、その所有株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。これにより、発行済株式総数は6,800,000株増加して13,600,000株となりました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況(2022年3月31日現在)

氏	-	3	名	爿	<u>t</u>	1.	☆	担当および重要な兼職の状況
髙	須	康	有	代表	表取締	役社	長	社長執行役員
亀	Ш	道	也	取	締役	副 社	長	副社長執行役員 総務本部長 亞太朝日股份有限公司 董事 ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. 取締役
中	村		健	取	締		役	常務執行役員 営業副本部長兼営業本部海外営業担当 亞太朝日股份有限公司 董事 ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. 取締役
中	野		勉	取	締		役	常務執行役員 営業本部長
菊	池	眞	治	取	締		役	上席執行役員 本店長
服	部		充	取	綿		役	上席執行役員 技術本部長 ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. 取締役
井	上	幸	彦	取	綿		役	公益財団法人日本盲導犬協会 理事長 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 社外取締役 アニコムホールディングス株式会社 社外取締役
渡	邊	啓	司	取	綿		役	株式会社青山財産ネットワークス 社外取締役 北越コーポレーション株式会社 社外監査役 SBIインシュアランスグループ株式会社 社外取締役 株式会社うかい 社外取締役
	村	昭	=	取	綿		役	日本エイエスアイ株式会社 代表取締役 日本クラウド株式会社 取締役
筑			崇	常	任 監	查	役	常勤
福	原	孝	弘	常	任 監	查	役	常勤
牛	島		信	監	查		役	牛島総合法律事務所 シニア・パートナー 日本生命保険相互会社 社外取締役 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事長 一般社団法人東京広島県人会 代表理事・会長
下	條		弘	監	查		役	

- (注) 1. 取締役井上幸彦、渡邊啓司および田村昭二の各氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役福原孝弘、牛島 信および下條 弘の各氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役福原孝弘氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 当社は、取締役井上幸彦、渡邊啓司および田村昭二ならびに監査役福原孝弘、牛島 信および下條 弘の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、全ての社外取締役および監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役、監査役、執行役員、子会社取締役および子会社監査役であり、被保険者は特約部分も含め保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害について填補されることになります。ただし、犯罪行為および意図的に違法行為を行った役員自身の損失等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額

				報酬	等の種	1 類	別	の総る	顏	百万	円)	
	区	分	報酬等の総額 (百万円)	基本	報酬	業報	績	連動酬	非報	金	銭酬	対象となる役員の員数(名)
取	締	役	194		141			36			17	10
監	査	役	60		51			8			_	4
<u>合</u> (う	ち社タ	計 ト役員)	254 (59)		192 (55)			44 (4)			17 (-)	14 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 業績連動報酬にかかる業績指標は当社グループの業績(受注高、売上高および各段階での利益等)であり、その実績は「1.(1)事業の経過および成果」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、各取締役の業績目標達成への貢献意欲を高めるためであります。また、業績連動報酬の額の算定方法は、「3.(5)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであります。

- 3. 非金銭報酬の内容は譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は、「3.(5)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであります。また、当事業年度における譲渡制限付株式の交付状況は、「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
- 4. 取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第91回定時株主総会において年額400百万円以内 (役員賞与を含み、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結 時点の取締役の員数は9名(うち、社外取締役は3名)であります。また、当該金銭報酬の限度額と は別枠で、当該定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し譲渡制限付株式 報酬の限度額を年額45百万円以内、株式数の上限を25,000株以内と決議いただき、その後2022年 4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、上限株数を25,000株から 50,000株に調整しております。
- 5. 監査役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第91回定時株主総会において年額80百万円以内 (役員賞与を含む。) と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名 であります。
- 6. 取締役会は、代表取締役高須康有氏に対し各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、代表取締役に委任された基本報酬等の額の決定に当たっては、事前に過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

②当事業年度に支払った役員退職慰労金

2020年6月26日開催の第91回定時株主総会決議に基づき、取締役1名に対し35百万円の 退職慰労金を支払っております。なお、当該金額には、過年度の事業報告において役員の報酬 等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額35百万円が含まれております。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る 決定方針の改定を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることならびに指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬および短期業績に連動した役員賞与ならびに譲渡制限付株式報酬で構成し、業績および企業価値の向上に有効に機能すること、また当社の株価における変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより株価上昇および企業価値向上への取締役の意欲を高めることを念頭に決定します。

②基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬の時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬額は、株主総会で決議いただいた年間の支払限度額である400百万円(役員賞与を含み、使用人分給与は含まない。)の範囲内で、役位、職責および業績への貢献度等を総合的に勘案して決定します。基本報酬の支給は原則として暦月計算とし、支給日は従業員と同一とします。

③役員賞与(業績連動報酬)の額の決定に関する方針(報酬の時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(社外取締役を除く。)の役員賞与(業績連動報酬)の額は、株主総会で決議いただいた年間の支払限度額である400百万円(基本報酬を含み、使用人分給与は含まない。)の範囲内で、役位、職責、業績(受注高、売上高および各段階での利益等)、従業員の賞与水準および過去の支給実績等を総合的に勘案して支給基準額を決定し、各取締役の業績への貢献度を踏まえて支給基準額に対し20パーセントの範囲で増額または減額させて決定します。役員賞与の支給は原則として、毎年、定時株主総会の翌営業日に行います。なお、業績次第では支給しない場合もあります。

④株式報酬(非金銭報酬)の額の決定に関する方針(報酬の時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(社外取締役を除く。)の株式報酬(非金銭報酬)は、譲渡制限付株式報酬として株主総会で承認された年間の金銭報酬債権限度額である45百万円、上限株式数50,000株(2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、当初の上限株数25,000株を50,000株に調整しております。)の範囲内で、役位、職責および業績への貢献度等を総合的に勘案して決定します。また、株式報酬の割当ては原則として、毎年、定時株主総会終結後に開催される取締役会閉会後1ヶ月以内に行い、割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任(退任と同時に再任する場合を除く。)する日ま

での期間(以下、「譲渡制限期間」という。)において、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与および遺贈その他一切の処分行為をすることができず(以下、「譲渡制限」という。)、また、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限が解除されます。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整します。なお、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合(当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除く。)には、当社は本割当株式を当然に無償で取得するとともに、本割当株式のうち譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

⑤取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各報酬の割合は、一定の水準には固定せず、役位、職責、業績(受注高、売上高および各段階での利益等)への貢献度、従業員の賞与水準および過去の役員賞与支給実績等を総合的に勘案して適切に設定します。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役における個人別の各報酬の額等については、取締役会決議に基づき代表取締役にその具体的な金額等の決定を委任するものとし、その権限の範囲は、各取締役の基本報酬および役員賞与の額ならびに株式報酬の額および割当株式数とします。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、当社役員報酬規則および株式報酬規程ならびに当決定方針に則して、予め指名・報酬諮問委員会において取締役の個人別の各報酬の額を協議することとし、代表取締役は、当該協議結果の内容に則して取締役における個人別の各報酬の額等を決定することとします。

⑦その他個人別報酬の内容の決定に関する重要な事項

2020年6月26日開催の第91回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、廃止後も引き続き在任する取締役に対しては当該定時株主総会終結の時までの在任期間を対象とした金額の打切り支給を行う旨および打切り支給の時期については原則として各取締役の退任時とする旨を決議いただきました。また、同日開催の取締役会において、個別の支給額については同年4月28日開催の指名・報酬諮問委員会で審議した内容とし、支給方法などの決定は代表取締役に委任する旨を決議しました。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者および社外役員としての兼職状況

_							
地		位	Е	E	â	名	兼職の状況
取	締	役	井	上	幸	彦	公益財団法人日本盲導犬協会 理事長 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 社外取締役 アニコムホールディングス株式会社 社外取締役
取	締	役	渡	邊	啓	司	株式会社青山財産ネットワークス 社外取締役 北越コーポレーション株式会社 社外監査役 SBIインシュアランスグループ株式会社 社外取締役 株式会社うかい 社外取締役
取	締	役	Ш	村	昭	=	日本エイエスアイ株式会社 代表取締役 日本クラウド株式会社 取締役
監	査	役	牛	島		信	牛島総合法律事務所 シニア・パートナー 日本生命保険相互会社 社外取締役 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事長 一般社団法人東京広島県人会 代表理事・会長

- (注) 1. 当社と公益財団法人日本盲導犬協会、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス、アニコムホールディングス株式会社、株式会社青山財産ネットワークス、北越コーポレーション株式会社、SBIインシュアランスグループ株式会社、株式会社うかい、日本エイエスアイ株式会社、日本クラウド株式会社、特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークおよび一般社団法人東京広島県人会との間には特別な関係はありません。
 - 2. 当社は牛島総合法律事務所と法律顧問契約を締結しております。
 - 3. 日本生命保険相互会社は当社の大株主(持株比率3.91%)であります。また、当社は同社から設備工事を受注しております。

②当事業年度における主な活動状況等

当事業年度中の社外役員の活動状況および社外取締役が当社の期待に対して果たした職務の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役井上幸彦氏は、当事業年度中に開催された取締役会9回の全てに出席しております。 主にコンプライアンスに関する専門的な知見に基づき、当社から独立した立場に立って、取 締役会の意思決定の妥当性、適正性に資する提言等を積極的に行っております。また、指 名・報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で取締役候補者の選定および役 員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・取締役渡邊啓司氏は、当事業年度中に開催された取締役会9回のうち7回に出席しております。主に企業会計に関する専門的な知見に基づき、当社から独立した立場に立って、取締役会の意思決定の妥当性、適正性に資する提言等を積極的に行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で取締役候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・取締役田村昭二氏は、当事業年度中に開催された取締役会9回の全てに出席しております。 主に企業経営・事業運営に関する専門的な知見に基づき、当社から独立した立場に立って、 取締役会の意思決定の妥当性、適正性に資する提言等を積極的に行っております。また、指 名・報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で役員報酬等の決定過程におけ る監督機能を担っております。
- ・監査役福原孝弘氏は、当事業年度中に開催された取締役会9回、監査役会7回の全てに出席 し、他社における豊富な経験等に基づき、当社の経営の健全性に資する提言等を積極的に行っております。
- ・監査役牛島 信氏は、当事業年度中に開催された取締役会9回、監査役会7回の全てに出席 し、弁護士としての豊富な経験および専門的見地から、当社の経営の健全性に資する提言等 を積極的に行っております。
- ・監査役下條 弘氏は、当事業年度中に開催された取締役会9回、監査役会7回の全てに出席 し、大手上場会社等における経営者としての豊富な経験等に基づき、当社の経営の健全性に 資する提言等を積極的に行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称

清陽監査法人

(2)報酬等の額

	支	払	額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		42百	万円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上 の利益の合計額		42百	万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれら の合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4)解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1)業務の適正を確保するための体制の決議の内容

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する ための体制その他業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備について次のと おり決定しております。

- ①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすために企業行動憲章および倫理・コンプライアンス規程を策定し、全役職員に周知徹底させる。
 - ・社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンス経営の実践を監督、支援 するとともに、問題の発生を認識した場合は速やかに是正措置を講ずる。
 - ・法務コンプライアンス部は、社内関係部門および社外弁護士と連携し、コンプライアンスに 関わる制度、規程および体制の整備を図るほか、業務に関わるコンプライアンスの相談窓口 となる。また、役職員に対するコンプライアンス教育を継続的に実施する。
 - ・当社の業務執行ラインから独立した内部監査室は、法令遵守状況を監査し、その結果を社長 に適時報告する。また、社長は、内部監査室による監査の結果を、取締役会および監査役会 に適宜報告する。
 - ・法令違反等に関する通報または相談の適正な処理の仕組みを定めた内部通報および調査に関する規程に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図る。
 - ・コンプライアンス違反を行った役職員に対しては、社内規程に基づき、厳正な処分を行う。
 - ・当社から独立した立場で取締役会の意思決定に関与し、また業務執行状況を監督するため、 社外取締役および社外監査役を選任する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・文書管理規程を策定し、これに従い、取締役の行った職務執行または意思決定に関する文書 (電磁的記録を含む。以下総称して「文書等」という。)を作成し、保存および管理をす る。
 - ・取締役および監査役は、文書管理規程に基づき、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社のリスク管理に関する必要事項を定めたリスク管理規程を策定し、リスクの防止および 会社の損失の最小化を図るとともに、関連する諸規程によってリスク管理体制の構築および 運用を行う。
- ・各部門においてリスクの洗い出しを行うとともに、必要なリスク管理を実施する。また、当該部門の担当役員は、実施したリスク管理の結果を取締役会に報告する。
- ・内部監査室は各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を社長に適時報告する。また、 社長は、内部監査室による監査の結果を、取締役会および監査役会に適宜報告する。
- ・取締役会は定期的にリスク管理体制の見直しを行う。
- ・当社の経営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の連絡経路および対処方法等に関する 規程を策定し、その情報が迅速かつ的確に伝達される体制を整備する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・3ヶ年を期間とする中期経営計画と単年度単位の事業計画を策定し、計画的な経営を推進する。
- ・業務運営の円滑化を図るとともに、経営の効率化を実現するため取締役会規則および職務権 限規程等を機動的に見直す。
- ・取締役会の構成を見直して意思決定の迅速化を図る。
- ・常勤取締役および常勤監査役によって、取締役会付議事項やその他の重要事項について審議する経営会議を開催し、意思決定の迅速化を図る。また、常勤取締役、常勤監査役、執行役員および子会社社長を出席者とした合同会議を定期的に開催し、業務運営の円滑化を図るとともに、事業の進捗状況を管理する。

⑤反社会的勢力排除に向けた体制

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力、組織また は団体(以下「反社会的勢力」という。)とは関係を一切遮断し、それらの活動を助長する 行為および運営に資する利益の供与は行わない。
- ・反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に 連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

- ⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社グループ内で共通の企業行動憲章を定め、当社グループの全役職員が一体となって遵法 精神を徹底する体制を整える。
 - ・当社のコンプライアンス委員会および法務コンプライアンス部は、グループ横断的に職務を 遂行する。
 - ・当社の内部通報および調査に関する規程をグループ企業に準用し、当社グループの全役職員 を対象とした内部通報体制を整備する。
 - ・当社の内部監査室は、グループ企業に対する内部監査を実施する。
 - ・当社の監査役は、グループ企業の監査役および当社の内部監査室等と連携し、企業集団における内部統制の状況を監視する。
 - ・財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上を図るために必要な内部管理の規程および体制を継続的に整備し、運用する。
- ②監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から要請があった場合には、監査役の職務を補助するために必要な人員を速やかに配置する。なお、職務を補助する使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。

- ⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役を補助する使用人は、取締役の指揮命令を受けないものとし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、事前に監査役会の意見を徴しこれを尊重するものとする。
- ⑨取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役および使用人は、監査役に対しその要請に応じて必要な報告および情報提供を行うと ともに、以下の事項が発生した場合または発生を予見した場合には、監査役に当該事項を遅 滞なく報告する。
 - イ. 当社およびグループ企業に著しい信用失墜や損害を及ぼす事項
 - ロ. 取締役および使用人による不正行為、法令・定款違反行為
 - ・上記の報告をした者は、当該事項を報告したことを理由に解雇その他いかなる不利益な取扱いをされない。
 - ・監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役および使用人から重要事項 の報告を受ける。

- ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・当社グループにおける取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - ・監査役会は、社長との定期的な意見交換会を開催するとともに、内部監査室および会計監査 人との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ・監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の予算を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①少人数による集合研修、社内イントラネットを使用したビデオ受講およびe-ラーニングを組み合わせ、当社グループの全役職員および派遣社員のうち希望者を対象にしたコンプライアンス教育を実施しました。
- ②内部監査室は、内部監査規程および事前に作成した監査計画に基づいて当社グループにおける 内部監査を実施し、その結果を社長に適時報告しました。また、社長は、内部監査室の監査結 果を適宜取締役会および監査役会に報告しました。
- ③中期経営計画および単年度事業計画を策定し、計画的な経営を推進しております。
- ④当社グループの財務報告の信頼性を確保するための規程を整備し、財務報告に係る内部統制の 管理、運用および有効性の評価を実施しております。
- ⑤監査役は、グループ企業の監査役および内部監査室と連携して当社グループの内部統制の状況 を監視するとともに、効果的に監査業務を遂行しております。また、定期的に会計監査人から 報告を受け、適宜情報および意見を交換するほか、必要に応じて会計監査人が実施する監査に も立ち会っております。
- ⑥監査役は、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席するほか、社長とも定期的に意見を 交換することで監査の実効性を確保しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は2008年5月15日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)を決定しました。その内容の概要は、以下のとおりです。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者であることが必要であると当社は考えています。上場会社である当社の株券等については、株主および投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大規模買付行為があった場合、当社の株券等を売却するかどうかの判断も、最終的には当社の株券等を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。また、当社は、当社の株券等の大規模買付行為がなされる場合であっても、これが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、株 券等の大規模買付行為を行う例が見られます。そして、かかる株券等の大規模買付行為の中には、 その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすも の、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等 の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための 十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたら すために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益 に資さないものも見受けられます。

当社が今後も企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し向上させるためには、長年培ってきた顧客や協力会社との信頼関係の維持、技術力・施工力の研鑽による競争力の向上、空気調和衛生設備の派生技術の応用による新事業分野の開拓、財務内容、収益力、社員待遇など総合的な企業体質の向上などの中長期的な視点に立った事業展開が必要不可欠であり、これらが当社の株券等の大規模買付行為を行う者により確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者が大規模買付行為を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な情報を適切に把握し

た上で、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がありますが、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が強行される場合には当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損される可能性があります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

- 1) 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて
 - (1) 当社の企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉は、設備工事事業の公共性および機器製造販売事業の独自性を踏まえ、 ①創業以来97年の社歴により培われた顧客、協力会社、株主等のステークホルダーとの信頼関係、②長い社歴に裏打ちされた豊富な実績と確かな技術力、③熟練した技術を有し、当社の設備 丁事事業および機器製造販売事業の事業特性を十分に把握した従業員の存在にあります。

当社は、「地球環境と資源を大切にしながら、空気・水・熱の科学に基づく高度な技術によって、最適空間を創造し、人類文化の発展に貢献する」ことを使命とし、「エンジニアリングコンストラクターとして積極的な事業展開を図り、たえず未来を見つめた技術の開発に取り組み、時代の変化に俊敏に対応する」ため、「人間尊重の経営」、「働きがいのある職場」、「自己研鑽とチャレンジ精神溢れる行動」の3つの方針のもと、人と地球の「最適環境」の創造を目指し、今後もたゆまぬ努力を続けてまいります。

(2) 中期経営計画について

当社グループは、中期的な経営の指針として3ヶ年を計画期間とする中期経営計画を策定しており、2020年4月から、長期ビジョン「ASAHI-VISION 100」の2ndステージである第17次中期経営計画(2020年4月~2023年3月)をスタートいたしました。本中期経営計画では、現在当社グループが直面している課題の解決と将来に向けた基盤づくりに取り組み、持続的な成長と企業価値のより一層の向上を図っていくため、①魅力ある会社・職場づくりの推進、②利益重視の徹底、③将来に向けた経営基盤の強化の3つを基本方針としております。当社グループは、株主を始めとするステークホルダーの皆様のご期待に沿えるよう、3つの基本方針に基づき設定した7つの重点項目にスピード感をもって取り組み、本中期経営計画の達成に総力をあげて取り組んでまいります。

なお、第17次中期経営計画の詳細については、当社ホームページをご参照ください。 (https://www.asahikogyosha.co.jp)

2) コーポレートガバナンスの強化について

当社は、企業の社会的責任を達成するとともに、株主の皆様を始め様々なステークホルダーの 利益を尊重し、企業価値の更なる向上を実現するため、経営上の組織や仕組みを改善し、コーポ レートガバナンスを強化していくことを最も重要な経営課題と位置づけております。

当社は2006年6月に執行役員制度を導入し、経営効率の向上と意思決定の迅速化、意思決定・監督機能と業務執行機能の分担の明確化を図っております。

取締役会は、社外取締役3名を含む9名の取締役で構成され、定時取締役会を2ヶ月に1回以上開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、重要事項の決議および取締役・執行役員の業務執行状況の監督を行っております。また、常勤の取締役により構成される経営会議を毎月1回以上開催し、取締役会付議事項その他の重要事項について審議しております。なお、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、当社は、取締役会の実効性をより高め、取締役会全体の機能を向上させることを目的として、毎年、取締役会の実効性に関する評価(自己評価)を実施し、その評価結果を公表しております。かかる評価は、「取締役会の実効性に関する自己評価アンケート」を取締役会出席者に対して配付し、その回答結果を参考に取締役会において議論を行い、分析・評価を行う方法により実施しております。

監査役会は社外監査役3名を含む4名の体制としております。監査役会は2ヶ月に1回以上開催されるほか、必要に応じて随時開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行っております。監査役は法令および監査役会が定めた監査の方針、監査計画に基づき、業務および財産の状況を調査し、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および取締役等の業務執行状況を確認するとともに、必要に応じて意見表明を行っております。

内部監査部門としては、業務執行部門から独立した社長直轄の「内部監査室」を設置しています。内部監査室は、監査役および会計監査人と連携し、監査室の監査計画に基づく業務監査、会計監査および内部統制の評価を実施し、公正かつ客観的な立場から、経営に対し評価・助言を行い、各部門の業務の改善を推進しております。

また、会計監査人である清陽監査法人より、独立の立場から監査を受けております。

社外役員については、社外取締役は、当社から独立した立場で取締役会の意思決定に関与し、 取締役・執行役員の業務執行状況を監視・監督しております。社外監査役は、各々の持つ豊富な 業務経験、経営経験および幅広い見識等に基づき、独立した視点で取締役会の意思決定および取締役等の業務執行状況を監査しております。社外役員は全員独立役員の資格を充たしており、当社は社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。2019年3月には、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しました。委員は3名以上とし、その過半数を独立社外取締役で構成することとしており、委員長は指名・報酬諮問委員会の決議により、委員の中から選定しております。指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に基づき、経営陣幹部の選任および取締役候補者の指名ならびに経営陣幹部を含む取締役の報酬について取締役会へ答申を行っております。

なお、当社は取締役会における迅速な意思決定およびコーポレートガバナンス体制の一層の強化を目的に、2020年6月26日開催の第91回定時株主総会において、取締役9名(うち3名が社外取締役)の選任議案を上程し、株主の皆様にご承認いただいたことで、取締役総数の3分の1が社外取締役となりました。

当社は、今後も経営上の組織や仕組みを改善し、取締役制度、監査役制度の機能を強化することによって、より充実したコーポレートガバナンスの実現に努めるとともに、常に株主および投資家の皆様の視点に立った迅速で正確かつ公平な会社情報の開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを 防止するための取組みの内容の概要

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損されることを防止するための取組みの一つとして、2008年6月27日に導入し、2011年6月29日、2014年6月27日および2017年6月29日に実質的に同一の内容で更新した当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の一部改訂および更新に関する議案(更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。)を2020年6月26日開催の当社第91回定時株主総会に付議することを決定し、当該定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただきました。

本対応方針の詳細につきましては、2020年5月15日付当社プレスリリース「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新について」(当社ホームページ https://www.asahikogyosha.co.jp)をご参照ください。

Ⅳ. 上記 II.記載の取組みについての取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主の皆様の共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上を目的に、上記 II.記載の取組みを行ってまいりました。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、その向上が株主および投資家の皆様による当社株式の評価に適正に反映されることにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付行為は困難になるものと考えられるため、これらの取組みは、上記 I.記載の基本方針に資するものであると考えております。

したがいまして、上記 II.記載の取組みは、上記 I.記載の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

V. 上記Ⅲ.記載の取組みについての取締役会の判断

上記Ⅲ.記載の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者、および当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまたは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。したがいまして、上記Ⅲ.記載の取組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記Ⅰ.記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

また、上記Ⅲ.記載の取組みは、当社の株券等に対する大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するために実施されるものです。さらに、上記Ⅲ.記載の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議による導入等)、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定および独立委員会の設置など、当社取締役会による恣意的な判断を排し、上記Ⅲ.記載の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものであります。

したがいまして、上記Ⅲ.記載の取組みは、上記Ⅰ.記載の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

	部 部) 部
	金 額	A 目	金 額
流動資産	52,136	流動負債	35,576
現金預金	19,513	支払手形・工事未払金等	17,058
	·	電子記録債務	10,051
受取手形・完成工事未収入金等	24,606	短 期 借 入 金	3,800
電子記録債権	5,029	リース債務	38
製品	0	未払法人税等	956
未成工事支出金	873	未 成 工 事 受 入 金 完成工事補償引当金	1,936 63
位 掛品	635	工事相俱为日本	381
		エ ず 原 八	1,290
材料貯蔵品	145	固定負債	2,143
そ の 他	1,335	リース債務	43
貸倒引当金	△2	退職給付に係る負債	978
固定資産	19,944	長期未払金	312
	-	資産除去債務	37
有形固定資産	5,383	繰延税金負債	771
建物・構築物	3,223		37,720 の 部
機械、運搬具及び工具器具備品	139	株主資本	30,046
土 地	1,944	かれる これ	3,857
リース 資産	75	資本剰余金	3,760
		利 益 剰 余 金	23,120
無形固定資産	1,031	自 己 株 式	△691
投資その他の資産	13,529	その他の包括利益累計額	4,314
投資有価証券	12,290	その他有価証券評価差額金	4,652
その他	1,251	為替換算調整勘定	170
. —		退職給付に係る調整累計額	△509
質 倒 引 当 金	△12	新 資 産 合 計	34,360
	72,081	負 債 純 資 産 合 計	72,081

⁽注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目		金	 額
		<u> </u>	台共
	늄	62 205	
完成 工事	高	63,295	68.830
製品売生	高	5,525	68,820
売 上 原 _工 価 _厂	/		
完成 工事原	価	55,701	
製 品 売 上 原 売 上 総 利	価	4,656	60,357
	益		
完 成 工 事 総 利	益	7,594	
製品売上総利	益	868	8,462
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			6,175
営 業 利	益		2,287
営業外収益			
受取利息及び配当	金	270	
受取利息及び配当 不動産賃貸	料	14	
その	他	75	360
営 業 外 費 用			
支払利	息	31	
ج	他	20	51
経常利	益		2,596
特別利益			
固定資産売却	益	0	
投資有価証券売却	益	360	360
特別損失			
固定資産処分	損	1	
投資有価証券評価	損	Ô	
減損損損	失	92	93
) <u> </u>	2,863
法人税、住民税及び事業		1,173	2,003
法 人 税 等 調 整	額	△170	1,002
当期純利	益		1,860
親会社株主に帰属する当期純和			1,860
	<u>,</u>	l .	.,,,,,,

⁽注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

					(単位・日月日)
		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 期首残高	3,857	3,742	21,900	△716	28,783
当期中の変動額					
剰余金の配当			△640		△640
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,860		1,860
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		18		24	42
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)					
当期中の変動額合計	-	18	1,219	24	1,262
2022年3月31日 期末残高	3,857	3,760	23,120	△691	30,046
	7 0	/H	1 11 → 1 1	=⊥ \$ 5	
	その	他の包括		計額	/# V9 T A =1
	その他有価証券評価差額金	他 の 包 打 為替換算調整勘定	西利 益 累 退職給付に係る 調整累計額	計 額 その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
2021年4月1日 期首残高	その他有価証券		退職給付に係る	その他の包括利益	純資産合計 33,666
2021年4月1日 期首残高 当 期 中 の 変 動 額	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累計額合計	
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累計額合計	
当期中の変動額	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累計額合計	33,666
当期中の変動額 剰余金の配当 親会社株主に帰属する	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累計額合計	33,666 △640
当期中の変動額 剰余金の配当 親会社株主に帰属する 当期純利益	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累計額合計	33,666 △640 1,860
当期中の変動額剰余金の配当親会社株主に帰属する当期純利益自己株式の取得	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累計額合計	33,666 △640 1,860 △0
当期中の変動額 剰余金の配当 親会社株主に帰属する当期純利益 自己株式の取得 自己株式の処分 株主資本以外の項目の	その他有価証券評価差額金 5,254	為替換算調整勘定 108	退職給付に係る 調整累計額 △479	その他の包括利益 累 計 額 合 計 4,882	33,666 △640 1,860 △0 42

⁽注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況

連結子会社の数

4 計

連結子会社の名称は、「事業報告 1.企業集団の現況に関する事項 (9)重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、亞太朝日股份有限公司及びASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD.の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度における計算書類を基礎として連結を行っております。

ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。上記以外の連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動

平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

口. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

材料貯蔵品 移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額については収益性の低

下に基づく簿価切下げの方法)

未成工事支出金 個別法による原価法

製品・仕掛品 個別法による原価法(連結貸借対照表価額については収益性の低下に

基づく簿価切下げの方法)

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

については、定額法

口. 無形固定資産

自社利用ソフトウエア

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ.貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるための引当てであり、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別

に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

口. 完成工事補償引当金

完成工事の契約不適合等の費用に充てるための引当てであり、当連結 会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上して

おります。

八. 丁事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失

の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事につ

いて、その損失見積額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 設備工事事業

設備工事事業は、空気調和衛生設備技術を核として、その設計・監督・施工を主な事業としており、これらに関して提供する業務を履行義務として識別しております。請負工事契約について、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。期間がごく短い工事は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

口. 機器製造販売事業

機器製造販売事業は、空気調和、温湿度調整の技術を活かし、半導体やFPD(フラットパネルディスプレイ)製造装置向けの精密環境制御機器を主とした環境機器の製造販売を主な事業としており、これらに関して提供する業務を履行義務として識別しております。製品の販売は、支配が顧客に移転した一時点で収益を認識しておりますが、製品の国内の販売においては、引渡時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、引渡時に収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付 債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定 の年数(12年)による定額法により按分した額を費用処理しており ます。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果 を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付 に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来は請負工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、その他の工事には工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。期間がごく短い工事は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高が14百万円、売上原価が14百万円それぞれ減少しておりますが、 営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期 首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式の評価方法については、決算期末日前1か月の市場価格の平均に基づく時価法から、決算日における時価法に変更しております。また、「7. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(原価計算方法の変更)

当社は、今般、新基幹システム稼働を契機に、工事毎の原価の集計範囲を見直し、従来、全般業務として配賦していた社員人件費の一部を、当連結会計年度の期首より、工事毎に集計する方法に変更しております。これは、工事毎の原価を新たに入手可能となったデータをもとに、より精緻に集計及び管理することで、未成工事支出金の評価及び期間損益計算をより適切に行うとともに利益管理の徹底を図ることができると判断したものであります。この会計方針の変更は、過年度に関する必要なデータが蓄積されておらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能であるため、当該変更は当連結会計年度から将来にわたり適用しております。この変更により、当連結会計年度において、完成工事原価が141百万円減少、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益がそれぞれ141百万円増加しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計 年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高(注) 16.209百万円

工事損失引当金 381百万円

(注) 完成工事高の金額は当連結会計年度末手持工事に係るものであります。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

請負工事契約のうち一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度を見 積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進 捗度の見積りの方法は、見積原価総額に対する発生原価の割合(インプット法)で算定しておりま す。

見積原価総額については、契約ごとに、発注業者への見積引合及び価格交渉、原価検討、過去の類似施工物件等をもとにしたシミュレーション等により実行予算を策定しております。実行予算は工事の進捗に伴い、資材、労務費単価の上昇、施工合理化の実施等により発生費用に変更が生じる可能性があることから、その見積りを継続的に見直しております。また、これらの見積りには、想定外の事象により発生費用が増減する不確実性を伴うため、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形・完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権の金額

受取手形263百万円完成工事未収入金13,452百万円契約資産8,320百万円売掛金2,570百万円(2) 有形固定資産の減価償却累計額4,901百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「8.収益認識に関する注記 (1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

(2) 減損損失

当社グループが所有する事業用資産のうち、譲渡契約を締結した建物、土地及び将来使用見込みのない電話加入権(無形固定資産)について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。その内訳は、建物91百万円、電話加入権1百万円であります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株	式の	り 種	類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普	通	株	式	6,800千株	-千株	-千株	6,800千株

- (注) 2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。
- (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等
 - イ. 2021年6月29日開催の第92回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 320百万円・1株当たりの配当額 50円00銭

・基準日・効力発生日2021年3月31日2021年6月30日

口. 2021年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 320百万円・1株当たりの配当額 50円00銭

・基準日 2021年9月30日 ・効力発生日 2021年12月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2022年6月29日開催の第93回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額 449百万円・1株当たりの配当額 70円00銭

・基準日 2022年3月31日・効力発生日 2022年6月30日

- (注) 1. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。
 - 2. 2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については金融機関からの借入による方針であります。

デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理に係る規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等、電子記録債務及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資に係る資金 調達であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額1,116百万円)は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等、電子記録債権、支払手形・工事未払金等、電子記録債務、短期借入金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時	価	差	額
投資有価証券	11,174	11	,174		_

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当

該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれ ぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

NΑ	時価								
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計					
投資有価証券									
その他有価証券									
株式	11,174	-	-	11,174					

- ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。
 - (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されている ため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 主要な財又はサービス別に分解した収益情報は以下の通りであります。

(単位:百万円)

	設備工事事業	機器製造販売事業	合計
ー時点で移転される財又はサ ービス	10,030	5,525	15,555
一定の期間にわたり移転され る財又はサービス	53,264	_	53,264
顧客との契約から生じる収益	63,295	5,525	68,820
その他の収益	_	_	_
外部顧客への売上高	63,295	5,525	68,820

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 - 「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4)④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - ① 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における当社及び連結子会社における顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「受取手形・完成工事未収入金等」及び「電子記録債権」に、契約資産は「受取手形・完成工事未収入金等」に、契約負債は「未成工事受入金」に含めて表示しております。

(単位:百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	23,459
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	21,315
契約資産(期首残高)	8,721
契約資産(期末残高)	8,320
契約負債(期首残高)	1,404
契約負債(期末残高)	1,936

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,337百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は2022年3月31日現在、設備工事事業で70,835百万円、機器製造販売事業で4,937百万円であります。設備工事事業においては、今後1年以内に当該収益の約64%を認識し、残りの大部分は今後1年から2年以内に認識すると見込んでおり、機器製造販売事業においては、今後1年以内に当該収益の100%を認識すると見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2.678円31銭

(2) 1株当たり当期純利益

145円11銭

(注) 2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の 期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定してお ります。

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2022年2月10日開催の取締役会の決議に基づき、2022年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

(1) 株式分割の目的

投資単位あたりの金額を引き下げることで投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、株式の流動性を高めるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2022年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	6,800,000株
今回の分割により増加する株式数	6,800,000株
株式分割後の発行済株式総数	13,600,000株
株式分割後の発行可能株式総数	54,400,000株

③ 分割の日程

基準公告日	2022年3月15日
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年4月1日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、「連結注記表 9.1株当たり情報に関する注記」、「個別注記表 10.1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

- (3) 株式分割に伴う定款の一部変更
 - ① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2022年4月1日をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

② 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

変更前定款	変更後定款		
第2章 株 式	第2章 株式		
第6条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2,720</u> 万株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、 <u>5,440</u> 万株とする。		

③ 定款変更の日程

効力発生日

2022年4月1日

(4) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

11. その他の注記

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

当社グループにおきましては、従来、新型コロナウイルス感染症は2022年3月に収束すると仮定しておりましたが、現状を鑑み、2023年3月期以降も継続するものとして仮定を変更しております。事業活動への影響も想定されますが、業績への影響は軽微であると仮定し、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

なお、現在入手可能な情報に基づいて会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や影響について不確定要素が多いため、その状況によっては、今後の当社グループの 財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 <i>0</i>) 部
<u></u> 科 目	· 金額		金 額
流動資産	50,648	法 · 品 · 各 · 信	35,221
現 金 預 金	18,711	数 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1,991
受 取 手 形	262	電子記録債務	10,051
電子記録債権	5,029	工 事 未 払 金 買 掛 金	14,479 404
完成工事未収入金	12,864	工事 ボーム 第 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	3,800
契 約 資 産	8,145	リース債務	38
売掛金	2,570	資 産 除 去 債 務未 払 費 用未 払 法 人 税 等	1
製品	0	未 払 費 金 未 払 費 税 未 払 法 人 税 等 未 成 工 事 受 入 金	76
未成工事支出金	873	未 払 費 用 未 払 法 人 税 等	850 909
仕 掛 品	635	未成工事受入金	1,863
材 料 貯 蔵 品	145	預り 分金	304
前 払 費 用	189	完成工事補償引当金	63
未 収 入 金	1,077	工事損失引当金	381
立 替 金	106	そ の 他 固 定 負 債	5 1,568
そ の 他	37		43
貸 倒 引 当 金	△1	退職給付引当金	237
固定資産	20,001	長期。未払金	309
有 形 固 定 資 産	5,375	資産除去債務 繰延税金負債	36 941
建物・構築物	3,223	解延税金負債 負債 合計	36,790
機・械・・運・搬・具	36	純 資 産	の 部
工具器具・備品	95	株 主 資 本	29,207
土 地	1,944	資 本 金 資 本 剰 余 金	3,857
リース資産	75		3,760 3,013
無形固定資産	1,031	資 本 準 備 金 その他資本剰余金	747
投資その他の資産	13,594	利益剰余金	22,281
投資有価証券	12,290	利 益 準 備 金	964
関係会社株式	83	その他利益剰余金	21,317
破産更生債権等 長期前払費用	116	圧縮記帳積立金 別。途積立金	10 6,255
_	22	操越利益剰余金	15,051
長 期 保 証 金 役員従業員保険料	427	自 己 株 式	△691
	738 4	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,652
そ の 他 貸 倒 引 当 金	4 △89	その他有価証券評価差額金	4,652
	70,650	純 資 産 合 計 負 債 純 資 産 合 計	33,860 70,650
_	70,030	只 供 代 员 庄 口 引	/ 0,030

⁽注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

			(+12 - 1771)/
科		金	額
売上	高		
完 成 工	事 高	61,771	
製品売	上 高	5,525	67,297
売 上 原	価		
完 成 工 事	原 価	54,556	
製 品 売 上	原 価	4,657	59,213
売 上 総	利 益		
完 成 工 事	総 利 益	7,215	
製品売上	総 利 益	867	8,083
販売費及び一般管理			5,928
	利 益		2,155
営 業 外 収	益		
受取利息及び		268	
不 動 産 賃	貸料	17	
その	他	53	339
営 業 外 費	用		
	利 息	31	
その	他	30	61
	利 益		2,433
特別利	益		
	売 却 益	0	
投資有価証券		360	360
特別損	失		
	<u>如</u> 分損	1	
投資有価証券		0	
	損 失	92	93
税引前当期	純 利 益		2,700
法人税、住民税及		1,115	
法 人 税 等 🔝		△175	940
当 期 純	利 益		1,760

⁽注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

			株	主		資	本		
		資 :	本 剰 弁	金金	利	益	剰	余	金
	資本金		7 0 11	次十刑人人		その他利益剰余金		金余	피 光 페스스
	英本亚	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 計	利益準備金	圧縮記帳 積 立 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計
2021年4月1日 期首残高	3,857	3,013	729	3,742	964	11	6,255	13,931	21,162
当期中の変動額									
圧縮記帳積立金の取崩						△1		1	-
剰 余 金 の 配 当								△640	△640
当期純利益								1,760	1,760
自己株式の取得									
自己株式の処分			18	18					
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)									
当期中の変動額合計	-	-	18	18	-	△1	-	1,120	1,119
2022年3月31日 期末残高	3,857	3,013	747	3,760	964	10	6,255	15,051	22,281

	株主	資 本	評価・換	算差額等	
	自己株式	株 主 資 本合 計	その他有価証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
2021年4月1日 期首残高	△716	28,045	5,254	5,254	33,299
当期中の変動額					
圧縮記帳積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		△640			△640
当 期 純 利 益		1,760			1,760
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	24	42			42
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			△601	△601	△601
当期中の変動額合計	24	1,162	△601	△601	560
2022年3月31日 期末残高	△691	29,207	4,652	4,652	33,860

⁽注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動

平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等移動平均法による原価法

③ 棚卸資産

材料貯蔵品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に

基づく簿価切下げの方法)

製品・仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づ

く簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資產 定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除

く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

については、定額法

② 無形固定資産

自社利用ソフトウエア

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるための引当てであり、一般債権につ

いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別

に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金 完成工事の契約不適合等の費用に充てるための引当てであり、当事業

年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しており

ます。

③ 丁事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見積額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定 の年数(12年)による定額法により按分した額を費用処理しており ます。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 設備工事事業

設備工事事業は、空気調和衛生設備技術を核として、その設計・監督・施工を主な事業としており、これらに関して提供する業務を履行義務として識別しております。請負工事契約について、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。期間がごく短い工事は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

② 機器製造販売事業

機器製造販売事業は、空気調和、温湿度調整の技術を活かし、半導体やFPD (フラットパネルディスプレイ) 製造装置向けの精密環境制御機器を主とした環境機器の製造販売を主な事業としており、これらに関して提供する業務を履行義務として識別しております。製品の販売は、支配が顧客に移転した一時点で収益を認識しておりますが、製品の国内の販売においては、引渡時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、引渡時に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来は請負工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、その他の工事には工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。期間がごく短い工事は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。この結果、当事業年度の売上高が14百万円、売上原価が14百万円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式の評価方法については、決算期末日前1か月の市場価格の平均に基づく時価法から、決算日における時価法に変更しております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(原価計算方法の変更)

当社は、今般、新基幹システム稼働を契機に、工事毎の原価の集計範囲を見直し、従来、全般業務として配賦していた社員人件費の一部を、当事業年度の期首より、工事毎に集計する方法に変更しております。これは、工事毎の原価を新たに入手可能となったデータをもとに、より精緻に集計及び管理することで、未成工事支出金の評価及び期間損益計算をより適切に行うとともに利益管理の徹底を図ることができると判断したものであります。この会計方針の変更は、過年度に関する必要なデータが蓄積されておらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能であるため、当該変更は当事業年度から将来にわたり適用しております。この変更により、当事業年度において、完成工事原価が141百万円減少、営業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ141百万円増加しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高(注) 16,041百万円

工事損失引当金 381百万円

- (注) 完成工事高の金額は当事業年度末手持工事に係るものであります。
- (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報 「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略 しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権

長期金銭債権

短期金銭債務

4,873百万円

154百万円

116百万円

43百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち関係会社に対する部分

(2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(4) 関係会社との営業取引以外の取引高

(5) 研究開発費の総額

(5) 研究開究質切総数

-百万円

23百万円

77百万円

· / L / J | J

3百万円

222百万円

(6) 減損損失

当社が所有する事業用資産のうち、譲渡契約を締結した建物、土地及び将来使用見込みのない電話加入権 (無形固定資産) について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。その内訳は、建物91百万円、電話加入権1百万円であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株	式(り 種	類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普	通	株	式	399,269株	42株	13,900株	385,411株

- (注) 1. 当事業年度増加株式数は、単元未満株式の買取請求によるものです。
 - 2. 当事業年度減少株式数は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものです。
 - 3. 2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は株式分割的の株式数で記載しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)

 貸倒引当金
 32百万円

 未払賞与
 451百万円

 未払賞与
 451百万円

 温融公付記当会
 378百万円

 退職給付引当金
 378百万円

 工事損失引当金
 118百万円

ゴルフ会員権評価損 35百万円

 未払事業税等
 64百万円

 その他
 361百万円

(繰延税金負債)

その他10百万円繰延税金負債合計2.061百万円

繰延税金負債合計2,061百万円繰延税金負債の純額941百万円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により、使用しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する 注記 に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,639円31銭

(2) 1株当たり当期純利益

- 137円29銭
- (注) 2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に 当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

「連結注記表 11. その他の注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 朝日工業社 取締役会御中

清 陽 監 査 法 人 東京都港区

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社朝日工業社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社朝日工業社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を 果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表2. 会計方針の変更に関する注記 (原価計算方法の変更) に記載されているとおり、会社は当連結会計年度の期首より原価の集計方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる 取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意 見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 朝日工業社 取締役会御中

清陽監査法人東京都港区

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社朝日工業社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表2. 会計方針の変更に関する注記(原価計算方法の変更)に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首より原価の集計方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載 内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と 計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような 重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針および当該基本方針を実現するための各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針を実現するための各取組みについては、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人である清陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果 会計監査人である清陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。 2022年5月12日

株式会社朝日工業社 監査役会

 常任監査役(常勤)
 筑
 崇
 印

 常任監査役(常勤)
 福
 原
 孝
 弘
 印

 監
 査
 役
 牛
 島
 信
 印

 監
 査
 役
 下
 條
 弘
 印

(注) 監査役福原孝弘、牛島 信、下條 弘は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社 外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定配当を維持するとともに、株主の皆様の 日頃のご支援にお応えするため、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式 1 株につき普通配当50円に特別配当20円を加え70円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は449.021.230円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日2022年6月30日
- (注) 2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。上記の期末配当につきましては、配当基準日が2022年3月31日となりますので、当該株式分割実施前(2022年3月31日現在)の株式数を基準として配当を実施いたします。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 場所の定めのない株主総会の件(第16条)

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルスの感染症やその他の有事等による今後の社会情勢の変化にも柔軟に対応ができるものと考えております。従来どおり場所の定めのある株主総会を開催することが、株主様の利益にも照らして適切でないと取締役会が判断したときには、場所の定めのないバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、定款第16条を変更するものであります。

なお、本議案の上程にあたり、当社は場所の定めのない株主総会の開催に必要な経済産業 大臣および法務大臣の確認を受けております。

(2) 電子提供措置等の件(第18条)

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本 附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案			
第3章 株主総会	第3章 株主総会			
第16条 (招 集 地)	第16条 (招 集 地)			
当会社の株主総会は、東京都各区内で招集す	<u>(1)</u> 当会社の株主総会は、東京都各区内で招集す			
a .	る。 - **** *** **** **** ***** ***** ***** ****			
	ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでな			
	りのない林士松云とする場合はこの取りでな			
(新 設)				
(7 7)1	総会とすることができる。			
 第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示	(削 除)			
第10末 (株主総会参考書類等のインターネット開放 とみなし提供)	(日) P次/			
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会				
参考書類、事業報告、計算書類および連結計				
算書類に記載または表示すべき事項に係る情				
報を、法務省令に定めるところに従いインタ				
ーネットを利用する方法で開示することによ リーザンに対して提供しますのいるかます。				
り、株主に対して提供したものとみなすこと ができる。				
<u>ルできる。</u>				

現	行	 定	款	変	更	 案
	(新	設)			程供措置等) 当会社は、株主総会の主総会参考書類等の内で電子提供措置る。 当会社は、電子提供措置がおきる。は一部について、議決に書面交付請求をした付する書面に記載しる。	空である情報にをとるものとす 1
	(新	設)		_(2)	定款第18条(株主総会ンターネット開示とみ除および定款第18条等)の新設は、2022年力を生ずるものとする前項の規定にかかわら1日から6カ月以内の日とする株主総会につ18条(株主総会参考書ネット開示とみなし扱力を有する。本附則の規定は、2026カ月を経過した日ま総会の日から3カ月をずれか遅い日後にこれ	はなし提供)の削 (電子提供措置 手9月1日から効 。 ず、2022年9月 0日を株主総会の かいては、定款第 3類等のインター 2件)は、なお効 2年9月1日から たは前項の株主 そとは前項の株主

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(9名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定に当たっては、過半数が独立社外取締役で構成される任意の指名・報酬 諮問委員会の答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数			
1	たか す やす とも 高 須 康 有 (1953年12月23日生)	1976年 4 月 当社入社 1982年12月 取締役 1986年 2 月 常務取締役 1986年 9 月 代表取締役社長 2006年 6 月 代表取締役社長 社長執行役員(現任)	203,800株			
ľ	<取締役候補者とした理 高須康有氏は、1986年 して当社グループを牽引 スの面でも当社の取締役 企業価値の向上に資する	ポレートガバナン				
2	がめ だ みち や 亀 田 道 也 (1955年12月25日生)	1983年11月 当社入社 2004年6月 旭栄興産(株) 監査役 2008年10月 総務本部財務部長 2012年5月 亞太朝日股份有限公司 監察人 2015年6月 執行役員総務本部財務部長 2016年6月 取締役 執行役員総務本部財務部長 2017年6月 取締役 上席執行役員総務本部財務部長 2019年5月 ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. 取締役 (現任) 2019年6月 取締役 常務執行役員総務本部長 2020年6月 取締役 常務執行役員総務本部長 2021年5月 亞太朝日股份有限公司 董事 (現任) 2021年6月 取締役副社長 副社長執行役員総務本部長 (現任) [重要な兼職の状況] 亞太朝日股份有限公司 董事 ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. 取締役	5,000株			
	<取締役候補者とした理由> 亀田道也氏は、長年にわたり本社経理部門に携わり、2016年6月に当社取締役に就任して以来、それまでの豊富な経験と知見を活かして当社グループの経営を担っております。また同氏は、人事管理、リスク管理、デジタル・トランスフォーメーション(以下、「DX」という。)の面でも当社の取締役に相応しい知見とスキルを有していることから、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。					

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 の 数					
3	なか むら けん 中 村 健 (1958年9月22日生)	2009年4月 (株)みずほ銀行 執行役員京橋支店長 2012年5月 (株)データ・キーピング・サービス 取締役副社長 2014年4月 当社入社 営業本部顧問 2014年6月 取締役 常務執行役員営業副本部長 2015年4月 ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. 取締役(現任) 2015年5月 亞太朝日股份有限公司 董事(現任) 2015年6月 取締役 常務執行役員営業副本部長兼営業本部海外営業担当(現任) [重要な兼職の状況] 亞太朝日股份有限公司 董事 ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. 取締役	4,800株					
	<取締役候補者とした理由> 中村 健氏は、大手金融機関等において要職を歴任し、2014年6月に当社取締役に就任して以来、それまでの豊富な経験と知見を活かして当社グループの経営を担っております。また同氏は、マーケティング、グローバルビジネス、リスク管理、財務の面で当社の取締役に相応しい知見とスキルを有していることから、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。							
4	なか の つとむ 中 野 勉 (1958年5月4日生)	1985年 3 月 当社入社 2005年12月 大阪支社第 2 営業部長 2009年 4 月 大阪支社第 1 営業部長 2012年 6 月 大阪支社副支社長兼大阪支社営業統括部長兼大阪支社第 1 営業部長 2013年 4 月 大阪支社副支社長兼大阪支社営業統括部長兼大阪支社第 2 営業部長 2015年 6 月 執行役員大阪支社副支社長兼大阪支社営業統括部長2017年 4 月 執行役員営業本部長 2017年 6 月 取締役 上席執行役員営業本部長 2019年 6 月 取締役 常務執行役員営業本部長(現任)	10,600株					
	<取締役候補者とした理由> 中野 勉氏は、長年にわたり設備工事事業の営業部門に携わり、2017年6月に当社取締役に就任して以来、それまでの豊富な経験と知見を活かして当社グループの経営を担っております。また同氏は、事業戦略、DX、人材開発の面でも当社の取締役に相応しい知見とスキルを有していることから、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。							

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 の 数			
5	きく 5 1炉 10 菊 池 眞 治 (1959年1月30日生)	1981年 4 月 当社入社 2010年10月 本店第 1 設計部長 2012年10月 本店設計統括部長兼本店第 1 設計部長 2017年 6 月 執行役員本店副本店長兼本店設計統括部長 2020年 6 月 上席執行役員本店長 2021年 6 月 取締役 上席執行役員本店長(現任)	3,700株			
	までの豊富な経験と知見 グ、人材開発の面でも当	由> たり設備工事事業の設計部門に携わり、2021年6月に当社取締役に就住 を活かして当社グループの経営を担っております。また同氏は、事業戦闘 社の取締役に相応しい知見とスキルを有していることから、今後も当社は 上に資すると判断し、引き続き取締役への選任をお願いするものであり	略、マーケティン の持続的な成長と			
6	はっ 服 部 充 (1959年11月30日生)	1984年 4 月 当社入社 2009年 4 月 大阪支社第3工事部長 2013年 4 月 技術本部安全衛生監理部長 2014年 4 月 技術本部施工管理部長 2016年 7 月 技術副本部長兼技術本部施工管理部長 2017年 6 月 執行役員技術副本部長 2018年 4 月 執行役員技術副本部長 2019年 6 月 取締役 執行役員技術副本部長 2020年 4 月 取締役 執行役員技術副本部長 2020年 4 月 取締役 執行役員技術本部長 2020年 5 月 ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. 取締役 (現任) [重要な兼職の状況] ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. 取締役	2,400株			
	<取締役候補者とした理由> 服部 充氏は、長年にわたり設備工事事業の施工管理に携わり、2019年6月に当社取締役に就任して以来、それまでの豊富な経験と知見を活かして当社グループの経営を担っております。また同氏は、事業戦略、DX、リスク管理の面でも当社の取締役に相応しい知見とスキルを有していることから、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。					

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 の 数
	いの うえ ゆき ひこ 井 上 幸 彦 (1937年11月4日生)	1994年 9 月 警視総監 2002年 6 月 東京ガス(株) 取締役 2003年 9 月 (財)日本盲導犬協会 理事長 (現任) 2006年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2014年 9 月 (株)ドンキホーテホールディングス (現(株)パン・パシ フィック・インターナショナルホールディングス) 社外取締役 2018年 6 月 アニコムホールディングス(株) 社外取締役 (現任) 2019年 2 月 (株)パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 社外取締役 (現任)	O株
7		[重要な兼職の状況] (財)日本盲導犬協会 理事長 アニコムホールディングス(株) 社外取締役 (株)パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 社外取締役	

< 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要>

井上幸彦氏は、警視総監等の要職を歴任された経験に基づき、2006年6月に当社社外取締役に就任して以来、客観的な立場から当社の経営に対して的確な提言等を行っており、特にコンプライアンスに関する専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。また、指名・報酬諮問委員として、当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定について、客観的かつ中立的な立場で助言および指導も行っております。なお同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、組織運営、サステナビリティ、海外経験、リスク管理の面で当社の取締役に相応しい知見とスキルを有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献して頂けるものと期待し、引き続き社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。

招集ご通知

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 の 数
8	pt なべ けい じ 渡 邊 啓 司 (1943年1月21日生)	1987年 7月 青山監査法人 (現PWCあらた有限責任監査法人) 代表社員 1996年 4月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 代表社員 2008年 6月 当社社外取締役 (現任) 2011年 3月 (株)船井財産コンサルタンツ (現(株)青山財産ネットワークス) 社外取締役 2012年 7月 (株)青山財産ネットワークス 社外取締役 (現任) 2017年 6月 北越紀州製紙(株) (現北越コーポレーション(株)) 社外監査役 SBIインシュアランスグループ(株) 社外取締役 (現任) 2018年 6月 (株)うかい 社外取締役 (現任) 2018年 7月 北越コーポレーション(株) 社外監査役 (現任) [重要な兼職の状況] (株)青山財産ネットワークス 社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] (株)青山財産ネットワークス 社外取締役 (現任) 1世 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0株

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要>

渡邊啓司氏は、公認会計士として培われた豊富な知見と経験に基づき、2008年6月に当社社外取締役に就任して以来、客観的な立場から当社の経営に対して的確な提言等を行っており、特に企業会計に関する専門的な観点から、当社の経営に対する助言等を行っております。また、指名・報酬諮問委員として、当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定について、客観的かつ中立的な立場で助言および指導等も行っております。なお同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、コーポレートガバナンス、サステナビリティ、グローバルビジネスといった面で当社の取締役に相応しい知見とスキルを有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献して頂けるものと期待し、引き続き社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
9	た むら しょう じ 田 村 昭 二 (1948年7月27日生)	1998年 6 月 (株)富士通ビジネスシステム (現富士通Japan (株)) 取締役 2007年 6 月 同社 専務取締役 2009年 6 月 (株)富士通マーケティング (現富士通Japan (株)) 代表取締役副社長 2012年 5 月 日本エイエスアイ(株) 代表取締役 (現任) 2012年12月 日本クラウド(株) 取締役 (現任) 2020年 6 月 当社社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 日本エイエスアイ(株) 代表取締役	O株

< 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要>

田村昭二氏は、大手上場企業グループ会社の経営に携わった経験に基づき、2020年6月に当社社外取締役に就任して以来、客観的な立場から当社の経営に対して的確な提言等を行っており、特に企業経営、事業運営に関する専門的な観点から、当社の経営に対する助言等を行っております。また、指名・報酬諮問委員として、当社の取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定について、客観的かつ中立的な立場で助言および指導も行っております。同氏は、組織運営、DX、マーケティング、リスク管理の面でも当社の取締役に相応しい知見とスキルを有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献して頂けるものと期待し、引き続き社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 井上幸彦、渡邊啓司および田村昭二の各氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、井上幸彦、渡邊啓司および田村昭二の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として 指定し、同取引所に届け出ており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は引き続き各氏を 独立役員とする予定であります。
 - 4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、井上幸彦、渡邊啓司および田村昭二の各氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、本議案が原案どおり承認された場合には、井上幸彦、渡邊啓司および田村昭二の各氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。なお、本議案が原案どおり承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次年度以降も更新を予定しておりますが、契約内容は変更となる可能性があります。
 - 6. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。上記の各候補者の「所有する当社の株式の数」は、当該株式分割実施前(2022年3月31日現在)の株式数を記載しております。

(ご参考) 取締役会のスキル・マトリックス

当社取締役会にとって重要と考えられるスキル(知識・経験)を下表に記載の通り定義し、バランスよく適切なスキル(知識・経験)を有することを前提に、取締役候補者を指名しています。

【当社取締役会が必要とするスキル(知識・経験)】

企業経営/組織運営	上場企業およびこれに準じる企業や組織等における代表権のある取締役または代表者としての経験を 基に、当社の企業経営や組織運営を主導することができる
事業戦略	当社事業部門の経営に関する十分な知識・経験を有し、事業戦略の策定・推進を行うことができる
技術/研究開発	施工、製造、研究開発、調達に関する十分な知識・経験を有し、技術力の強化と技術部門の統括を行う ことができる
営業/マーケティング	営業・マーケティングに関する十分な知識・経験を有し、営業力の強化と営業部門の統括を行うことができる
サステナビリティ	ESG・SDGs等に関する十分な知識・経験を有し、サステナビリティ経営の推進を行うことができる
DX・IT/イノベーション	DX・ITに関する十分な知識・経験を有し、DX・ITの推進を行うことができる また、革新的なモノ・コト・仕組みなどによって新たな価値を創造するために必要な知識・経験がある
グローバルビジネス	海外事業に関する十分な知識・経験を有し、グローバルビジネスの強化・推進を行うことができる
法務/リスク管理/ガバナンス	法務・コンプライアンス、IR・広報等に関する十分な知識・経験を有し、リスク管理や規制対応、コーポレートガバナンスの拡充等を行うことができる
財務・会計	財務・会計に関する十分な知識・経験を有し、財務戦略の策定・推進や財務・会計の適正な監督を行う ことができる
人事管理/人材開発	人事、労務、社員教育に関する十分な知識・経験を有し、人事戦略の策定・推進や人材開発を行うこと ができる

【当社取締役候補者の有するスキル(知識・経験)は、以下の通りです。】

氏名	現在の当社における役職	企業経営/ 組織運営	事業戦略	技術/研究開発	営業/ マーケティング	サステナ ビリティ	DX・IT/ イノベーション	グローバル ビジネス	法務/ リスク管理/ ガバナンス	財務・会計	人事管理/ 人材開発
髙須康有	代表取締役社長社長執行役員 (指名・報酬諮問委員会委員長)	0			0	0			0		
亀 田 道 也	取締役副社長副社長執行役員						0		0	0	0
中 村 健	取締役常務執行役員				0			0	0	0	
中 野 勉	取締役常務執行役員		0		0		0				0
菊 池 眞 治	取締役上席執行役員		0	0	0						0
服 部 充	取締役上席執行役員		0	0			0	0			
井上幸彦	独立社外取締役 (指名・報酬諮問委員会委員)	0				0		0	0		
渡邊啓司	独立社外取締役 (指名・報酬諮問委員会委員)					0		0	0	0	
田村昭二	独立社外取締役 (指名・報酬諮問委員会委員)	0			0		0		0		

⁽注) 1. 上記一覧表は各人の有するすべてのスキルを表すものではありません。

以上

^{2.} 各人の有するスキルの内、主なもの4つに \bigcirc 印をつけています。

メ	モ	

メ	ŧ		

メ	ŧ		

メ	モ	

メ	モ	

メ	モ	

株主総会会場ご案内図

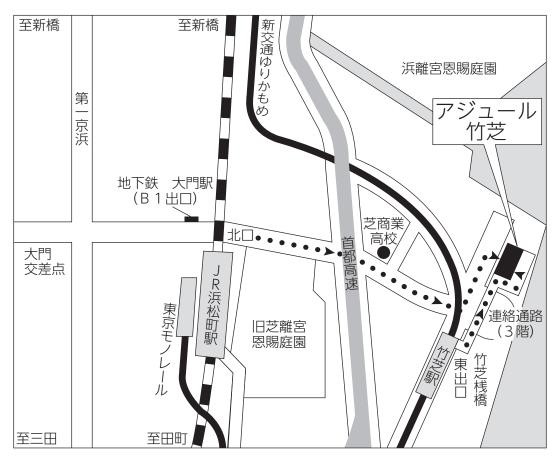
会 場 東京都港区海岸一丁目11番2号

アジュール竹芝13階「飛鳥」

TEL: 03-3437-2011

JR山手線・京浜東北線「浜松町駅」北口より徒歩7分 交通機関

> 都営地下鉄浅草線・大江戸線「大門駅」B1出口より徒歩8分 東京臨海新交通ゆりかもめ「竹芝駅」東出口より徒歩1分



〈お願い〉 当日は、会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、 お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



